

# 大分県ボウリング連盟 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この連盟は、大分県ボウリング連盟（英文名 OITA PREFECTURE BOWLING FEDERATION 略称「OPBF」）という。

### (事務所)

第2条 この連盟は、事務所を大分県大分市萩原1丁目12-8 樹コーポ101号に置く。

### (構成・組織)

第3条 この連盟の構成は、個人正会員、実業団会員、高等学校登録会員、ジュニア会員の正会員と、個人普通会員、名誉会員、特別会員で個人正会員、個人普通会員は社会人部、実業団会員は、実業団部及び高等学校登録会員とジュニア会員はジュニア部に所属する。

### (支部・クラブ)

第4条 この連盟は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。又、支部はその下部組織としてクラブを設けることができる。  
支部及びクラブの設置については、別に定める規約によるものとする。

## 第2章 目的および事業

### (目 的)

第5条 この連盟は、公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下 JAPAN BOWLING という）の加盟団体として、この地域におけるボウリング競技界を統括し、代表する団体としてボウリングの普及および振興をはかり、もって児童・青少年の健全な育成並びに県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第6条 この連盟は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

1. ボウリング競技によりアマチュアスポーツの高揚をはかる。
2. ボウリング競技に関する指導講習会の開催及び指導者の養成。
3. ボウリング競技に関する調査研究及び指導。
4. ボウリングに関する地域グループの育成強化。
5. 国民スポーツ大会及び JAPAN BOWLING、地区連合等が主催、後援する選手権大会及び競技会に対し、代表参加者の選定及び派遣。
6. 連盟選手権大会、競技会等の開催。
7. JAPAN BOWLING に対し、選手権大会、競技会等の公認申請、公認記録報告表彰に関する諸申請。
8. ボウリング競技に関する機関紙ならびに刊行物の発行。
9. その他目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会 員

### (会 員)

#### 第7条

この連盟の会員は下記のとおりとし、すべて JAPAN BOWLING に、登録するものとする。

また、この連盟の会員は、日本体育協会のスポーツ憲章ならびに JAPAN BOWLING のアマチュア競技者規定、その他の規則、規定を順守しなければならない。

1. 正会員 この連盟の目的に賛同して入会した、次に掲げる会員とする。
  - ① 個人正会員
  - ② 実業団会員
  - ③ 高等学校登録会員
  - ④ ジュニア会員（③を除く、18歳未満の者）
2. 普通会員 この連盟の目的に賛同して入会した普通会員とする
3. 名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、代議員総会の議決をもって推薦された者とする。
4. 賛助会員 この連盟の事業に賛助する個人または法人で、理事会の議決をもって推薦された者とする。
5. 特別会員 JAPAN BOWLING ならびにこの連盟に賛助する個人または法人で、理事会の議決をもって推薦された者とする。

### (入 会)

#### 第8条

この連盟の正会員及び普通会員になろうとする者は、別に定める会員登録規定により登録申請し承認を受けなければならない。

名誉会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となる。

なお、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に該当する者は登録することができない。

### (会 費)

#### 第9条

この連盟の会費は、JAPAN BOWLING の負担金を含め、別に定める会費登録規定によるものとする。

### (資格の喪失)

#### 第10条

この連盟の会員は、つぎの事由によってその資格を喪失する。

- 1、退会したとき
- 2、成年被後見人、被保佐人および被補助人となったとき、又は破産の宣告を受けたとき
- 3、死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人が解散したとき
- 4、除名されたとき

### (退 会)

#### 第11条

会員が脱会しようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- 1、JAPAN BOWLING ならびにこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為があったとき。
- 2、日本スポーツ協会、JAPAN BOWLING ならびにこの連盟のアマチュア競技者規定に違反したとき。
- 3、この連盟の会員としての義務に違反したとき。
- 4、会費を滞納したとき。

## 第4章 代議員

(代議員)

第13条 この連盟に、社会人部、実業団部及び傘下各支部の正会員より選出された代議員をおく。

- 1、代議員は、各クラブに所属する正会員および普通会員を代表する。
- 2、代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は前者の残任期間とする。
- 3、代議員の選出方法と定数は、次のとおりとする。  
各クラブ1名選出することができる。
- 4、代議員は、理事を兼ねることができない。

## 第5章 役員および職員、顧問

(役員)

第14条 この連盟に、つぎの役員をおく。(会長は名誉職として、理事には含まない)

- 1、理事 10名以上 20名以内 (理事長、副理事長を含む)
- 2、監事 2名
- 3、理事の定数は、各クラブ1名を基本とし10人を超えることに1名を選出することができる。
- 4、理事会の推薦で若干名選出することができる。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、代議員総会で選任され、理事は互選で理事長並びに(総務・競技・指導・記録・認証・広報)の各委員長を定める。

副理事長・事務局長は、理事長が指名し理事会の承認を受ける。

ジュニア指導育成委員長は、5役(理事長・副理事長・総務委員長・競技委員長・指導委員長)が指名し理事会の承認を受ける。

(理事の職務)

第16条 会長はこの連盟を代表する。

- 1、理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理し行う。
- 2、理事は、理事会を組織してこの定款に定めるもののほか、この連盟の代議員総会の権限に属する事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

- 第17条 監事は、この連盟の業務及び財産に関し、つぎの各号の規定する業務を行なう。
- 1、連盟の財産の状況を監査し報告する。
  - 2、理事の業務執行の状況を監査すること。

(役員任期)

- 第18条 この連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 1、補欠または増員により選任された役員任期は前任者また現任者の残任期間とする。
  - 2、役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員解任)

- 第19条 役員がつぎの各号の一に該当するときは、理事会及び総会において、おのおの四分の三以上の議決により会長がこれを解任することができる。
- 1、心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
  - 2、職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(職員)

- 第20条 この連盟の事務を処理するために必要な職員をおく。
- 1、職員は理事長が任免する。(理事長が雇用主である。)
  - 2、職員は有給とする。

(副会長)

- 第21条 この連盟に若干名(3名を限度)の副会長をおくことができる。
- 1、副会長は、理事長経験者で理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - 2、副会長は、理事会の諮問に応じる。

## 第6章 会 議

(会議の種類)

- 第22条 この連盟の会議をわけて代議員総会、理事会、執行委員会とする。  
執行委員会とは、支部長・クラブ長に理事及び監事を含めた会議である。

(代議員総会)

- 第23条 代議員総会は、これを定時代議員総会と臨時代議員総会の2種とする。定時代議員総会は毎年度開始後50日以内に開き、臨時代議員総会は会長が必要と認めたとき、または代議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して代議員総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から30日以内に会長がこれを召集する。
- 1、代議員総会を招集するには、会日の10日前までに会議に付議すべき事項およびその内容、日時、場所を記載した書面を各代議員に発するものとする。
  - 2、代議員総会の議長は、年度の定時代議員総会において選出され、次年度の定時代議員総会で後任者が選出されるまで議長となる。

(代議員総会の議決事項)

第24条 つぎの事項は、代議員総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更
2. 年度の事業計画および収支決算の決定
3. 年度の事業報告および収支決算の承認
4. 役員を選出ならびに解任
5. 財産に関すること。
6. この連盟の解散
7. その他特に重要な事項。

(定足数、議事)

第25条 代議員総会は、代議員の三分の二以上が出席しなければ開くことができない。但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

1. 代議員総会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決する。代議員総会における代議員の議決権は、代議員1名につき1とする。
2. 可否同数のときは議長がこれを決する。

(代理出席)

第26条 代議員が代議員総会に出席できないときは、同部同支部会員、または他の代議員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、書面をもってその代理権を証明しなければならない。

(理事会)

第27条 理事会は、毎年2回以上開催し、理事長が召集する。ただし理事長が必要と認めた場合、及び理事現在数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求された時は、その請求のあった日から10日以内に理事会を召集しなければならない。

1. 理事会の議長は理事長とする。
2. 理事会に付議する事項は次のとおりとする。
  - ① 定款の変更に関すること。
  - ② 年度の事業計画及び収支予算に関すること。
  - ③ 年度の事業報告及び収支決算に関すること。
  - ④ 財産に関すること。
  - ⑤ 委員会の設置ならびに委員の委嘱に関すること。
  - ⑥ この定款により理事会に付議することを要すること。
  - ⑦ その他この連盟の運営上必要なことで、理事長が必要と認めて付議すること。

(理事会の客足数及び議事)

第28条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

1. 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれの出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(執行委員会の定足数及び議事)

- 第29条 執行委員会は委員現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき書面にてあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
1. 執行委員会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれの出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

- 第30条 すべての会議で議事録を作成し、出席者の代表2名が署名し、永年保存する。また、議決した事項は、JAPAN BOWLING ならびに会員に通知する。

## 第7章 専門部および委員会

(部及び委員会)

- 第31条 この連盟の業務を企画実施するために、下記の部ならびに委員会を設置する。
1. (イ) 社会人部  
(ロ) 実業団部  
(ハ) ジュニア部
  2. 委員会
    - ① 総務委員会
    - ② 競技委員会
    - ③ 指導委員会
    - ④ 認証委員会
    - ⑤ 記録委員会
    - ⑥ 広報委員会
    - ⑦ アマチュア資格審査委員会
    - ⑧ ジュニア指導育成委員会
    - ⑨ レadies委員会
    - ⑩ 競技力向上委員会

(その他の委員会)

- 第32条 この連盟に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、その他の専門委員会及び特定の事項を行うため、特別委員会、合同委員会ならびに小委員会をおくことができる。

(部長、委員長及び委員)

- 第33条 各部及び各委員会の委員長は、理事会において理事より選任されるものとし、委員は、理事及び部・支部の中から選出されるものとする。但し、アマチュア委員会のみは、理事長・副理事長及び委員長(総務・競技・指導・認証)と事務局長をもって構成する。

(任期、その他)

- 第34条 各部及び委員の任期は2年とする。各委員会の組織、権限及び議事等については別に定める規則をもって定める。

## 第 8 章 会 計

### (収 入)

第 3 5 条 この連盟の収入は、次のとおりとする。

1. 入会金および会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金品
4. その他の収入

### (金銭の管理)

第 3 6 条 この連盟の会計は、理事長が管理し、現金は理事会の議決によって預金等の確実な方法により、理事長が保管する。

### (資産の処分)

第 3 7 条 この連盟の資産は処分し、または担保に供してはならない。但し、この連盟の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び代議員総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第 3 8 条 この連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及びその他の収入をもって支弁する。

### (事業計画および収支予算)

第 3 9 条 この連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会及び代議員総会の承認を受けるものとする。又、承認を受けたのち JAPAN BOWLING に報告するものとし、事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

### (事業報告および収支決算)

第 4 0 条 この連盟の収支決算は、理事長が作成し財産目録（貸借対照表）及び事業報告、会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会及び代議員総会の承認を受けるものとする。

1. この連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び代議員総会の承認を受け、その一部もしくは全部を基本財産に編入するか、又は翌年度に繰越すものとする。
2. この連盟の事業報告及び収支決算は承認を受けたのち、JAPAN BOWLING に報告するものとする。

### (会計年度)

第 4 1 条 この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第9章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、理事会及び代議員総会において、おのおの三分の二以上の議決を経、更に JAPAN BOWLING の承認を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第43条 この連盟の解散は、理事会及び代議員総会において、おのおの四分の三以上の議決を経、更に JAPAN BOWLING の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 この連盟の解散に伴う残余財産は、理事会及び代議員総会において、おのおの四分の三以上の議決を経、JAPAN BOWLING を経由し、公共事業に寄付するものとする。

## 第10章 補 則

(細 則)

第45条 この定款施行についての細則は、理事会および代議員総会の議決を経て、別に定める。

第46条 この定款は大分県ボウリング連盟のホームページに掲載する。

この定款は昭和49年 1月 9日より施行する。

昭和50年 2月 2日より一部改正

昭和51年 2月 7日より一部改正

平成 1年 4月 1日より一部改正

平成15年 4月 1日より一部改正

平成17年 7月15日より一部改正

令和 7年 5月 3日より一部改正